

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、田上町選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和5年3月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
田上町地域学習センター	南蒲原郡田上町大字 吉田新田丁242番地2	研修室1	47.5	令和5年3月8日
		研修室2	45.0	
		研修室3	45.0	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
田上町民体育館	南蒲原郡田上町大字 原ヶ崎新田2700番地	競技場	1,229	令和5年3月8日